

TOKUSHIMA KYOUSAIJIHOU

共済時報

2019
Winter
NO.230

徳島県市町村職員共済組合

ホームページ

<http://www.tokushima-kyosai.jp/>



● CONTENTS

年頭のごあいさつ	2	貸付事業からのお知らせ	18
組合会議員選挙の結果について	3	あなたの確定申告をサポートします	19
特集 今春、退職を予定されている皆様へ		家族の健康ごはん ぶりの蕪蒸しきのこあんかけ	20
退職後の年金・医療保険・福祉事業について	4	筋肉をほぐして動ける体に! タオルストレッチ	21
年金の請求と死亡時の手続き ワンストップサービス	9	ニッポンレンタカー特別優待「ワンデイスキップ」 /	
組合員証等の回収にご協力ください	11	直近の組合会ニュース	22
平成30年度 上半期における医療給付について	12	クロスワードクイズ	23
「医療費通知書」による医療費控除の申告手続きについて	14	貯金事業からのお知らせ	
平成31年度 人間ドック受検のご案内	15	将来に備えて、共済貯金を始めてみませんか?	24
平成29年度 特定健診受診状況・特定保健指導実施状況	16	ホテル千秋閣からのご案内	
選んでいますか?ジェネリック医薬品	17	リニューアル工事に伴う休業のお知らせ	23

将来に備えて、共済貯金を始めてみませんか？

共済貯金には、積立貯金(3年満期)と定期貯金(1年・2年満期)があります。

※以下に記載の利率は、平成31年1月1日現在の年利率(税引き前)です。

積立貯金

(※現職組合員のみ可能で、毎月の給料から3年間一定額を控除して積み立てます。)

3年定額積立 満期利率 年1.1%

※中途解約利率(3年未満)は年0.5%

※毎月の積立額は千円単位で、最高30万円まで。合計30万円以内であれば、複数口に分けて申し込みできます。
※お申し込み方法…「積立貯金申込書」(共済組合事務担当課備え付け)に記入・押印の上、積立開始月の前月25日(当組合必着)までに担当課を経由してご提出ください。

定期貯金

(※現職組合員及び任意継続組合員ご本人様のみ預け入れできます。)

満期利率

1年定期 年0.9% / 2年定期 年1.1%

- 満期日より前に解約したときの中途解約利率は、右表のとおりです。
- 預入可能額は千円単位で、1日あたり1万円から300万円まで。
- 組合員一人当たりの最高預入限度額は5,000万円(※)まで。(積立貯金を除く。)

(※) 満期時の自動継続による利息(税引き後)の元金繰り入れ分を含みます。

- 預入れ方法 最寄りの阿波銀行にて、同行窓口備え付けの「共済貯金振込依頼書」(4枚複写)に所要事項を記入・押印し、現金を添えて当組合へお振り込みください。後日、「共済貯金預り証」を送付しますので、解約されるまで大切に保管してください。

定期貯金中途解約利率(年利)

預入期間	1年定期	2年定期
6ヵ月未満	0.10%	0.10%
1年未満	0.55%	0.45%
2年未満		0.65%

退職後の定期貯金の取り扱い

退職後

① フルタイムの再任用となり、引き続いて当組合の組合員となる場合

組合員期間中は、引き続いて現職時と同様に新規預入(※1)・自動継続(※2)ができます。

フルタイムの再任用でなくなった時は、下の②・③のいずれかとなります。

② 任意継続組合員に加入する場合

任意継続組合員の加入期間中は、新規預入(※1)・自動継続(※2)ができます。

任継資格喪失日以降

組合員資格喪失後は、最初に到来する満期日を過ぎると継続できませんので、必ず満期解約手続き(※3)をしてください。

③ 任意継続組合員に加入しない場合(短時間の再任用、再就職、家族の被扶養者になる場合など)

退職後は、新規預入はできません。
退職時に預け入れている定期貯金は、最初に到来する満期日を過ぎると継続できませんので、必ず満期解約手続き(※3)をしてください。

- ※1 任意継続組合員(退職後にフルタイム再任用となり、引き続いて当組合の組合員となる方を含む。)が、退職後6ヵ月以内に退職手当を預け入れる場合、1日あたりの預入可能額の上限が退職手当支給額(千円単位)までとなります。(この場合「共済貯金振込依頼書」の備考欄に「退職手当」とご記入ください。)なお、預入れの際は、既預入額と合わせた額が最高預入限度額(5千万円)を超えないようご注意ください。
- ※2 自動継続…満期日が到来した定期貯金は、満期利息から利子所得税を控除した額を元金に繰り入れて、満期日を新しい預入日として、同じ貯金種別で自動的に継続されます。
- ※3 満期解約手続きは、満期日の前日までに「共済貯金預り証」裏面に記入・登録印押印(「解約希望日」欄には満期日を記入)の上、当組合まで簡易書留で郵送いただくか、直接事務局までご持参ください。
 - ・退職後は、満期日の前月中旬に、「満期予定表」をご自宅にお送りします。
 - ・解約手続きは、翌月末日までの解約希望分まで受け付けていますので、お早めにお手続きください。

お問い合わせは 共済組合福祉課 貯金係 TEL 088-621-3534まで